

# 仕 様 書

## 1. 件名

平成31年度（2019年度）都市間連携に係るPRツール（Web/パンフレット）制作業務委託

## 2. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下、「財団」という。）の指定する場所

## 3. 契約期間

平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日まで

## 4. 目的

財団は、企業系会議や国際会議（以下「国際会議等」という。）の東京開催の機会をとらえ、会議参加者の地方送客を促すために、主催者等に対してアフターコンベンション等のメニューとして連携7都市※を訪問するプログラムを提案する。

この委託は、上記プログラムを紹介するPRツール（ウェブサイト・パンフレット）を作成・改訂し、円滑に運営することで、それぞれの魅力を広く外国人に伝えることを目的とする。

※継続都市…石川県、京都市、福岡市、札幌市、名古屋市、沖縄県

※新規都市…福島県

ターゲットユーザー：東京で開催される国際会議等の主催者、及び海外からの参加者やその家族等

## 5. 全体スケジュール

下記で示す各スケジュール、納品日に合わせ、受託者は、受託決定後速やかに、詳細スケジュールを提出すること。

## 6. 委託内容

### (1) モデルコースの造成及び改訂

委託内容の（2）及び（3）で制作するPRツールへの掲載メニューとして、以下の通りモデルコースの造成及び改訂、それに係る付帯業務を行うこと。

#### (ア) モデルコース内容

国際会議等の前後に海外からの参加者が訪問可能な内容とすること。

① コース造成 2コース（個人旅行・団体20名旅行 各1コース）× 1都市（新規都市）

② コース改訂 2コース（個人旅行・団体20名旅行 各1コース）× 6都市（継続都市）

※既存コースについては、閉鎖・休館した施設などの差し替え程度の改訂範囲とする。

③ 旅程 個人旅行・東京発一泊二日、団体旅行・東京発二泊三日

④ オプションになる訪問先の提供

※既存都市のオプションについては、閉鎖・休館した施設などの差し替え程度の改訂範囲とする。

⑤ 訪問先 観光スポット、地域に根付いた産業施設、体験プログラム 等

#### (イ) 試算

モデルコース決定後、各モデルコースの顧客単価を算出すること。団体旅行については20名程度が参加した場合の顧客単価を算出すること。宿泊については、各モデルコースにおける宿泊施設を複数想定し、平均の価格を算出すること。尚、この試算は、見積には含めない。

#### (ウ) 体制

モデルコースの造成及び改訂にあたっては事前に確認、進行管理体制・フローを提示すること。

#### (エ) コース選定

各訪問先は、海外からの訪問客にも対応できる設備や体制を整えた訪問先である等、英語でのコミュニケーションにも大きな問題のないところを選ぶことを原則とする。

#### (オ) 連携

国際会議等におけるツアー造成実績を持つ旅行業者と連携して、会議参加者にとって魅力的なコースを提案すること。併せて、現地コンベンションビューロー等へのヒアリングを行うこと。上記の連携及びヒアリング等に係る費用は受託者が負担するものとする。

#### (カ) スケジュール

旅行業者からのモデルコース造成及び改訂の初回提案は4月中を目途とする。

### (2) ウェブサイトの情報更新・管理運営

国際会議等で東京を訪問する外国人向けに、既存のAbout Tokyo Webサイトのデザイン及びコンテンツを基礎に、(1)の既存6都市の改訂したモデルコース及び、新規1都市のモデルコースに関する情報を更新し、管理運営すること。

#### (ア) 対象サイト

- ・ サイト名 About Tokyo
- ・ URL <http://abouttokyo.jp/>
- ・ 言語 英語

#### (イ) サイトコンセプト

- ① 既存サイトを基礎としてリニューアルすること。
- ② リニューアルする内容は情報の更新を主とし、デザイン、レイアウトについては現状を踏襲する。但し、ユーザビリティの観点から改善点があれば提案すること。
- ③ パソコンからもモバイル端末からも情報閲覧が容易なレスポンシブデザインとすること。

#### (ウ) 掲載コンテンツ

以下のコンテンツを含み、できるだけコンパクトな内容とする。

- ① 東京お役立ち情報（トップページ）  
会議参加者等にとって役立つ旅情報（交通情報・気候・Wi-Fi環境・慣習・観光スポット等）や東京PR動画などを、見せ方を工夫し、文字と写真等を使用してわかりやすく掲載。情報は財団と相談のうえ作成。
- ② 既存6都市のモデルコース改訂内容確認及び更新
- ③ 新規1都市のモデルコース紹介  
※1コースにつき英語で300－500ワード程度の紹介文を想定  
観光スポット、写真等を有効に使ってアピールすること。
- ④ 連携7都市の基本情報の作成、更新（100ワード程度×7都市）  
基本情報（地理情報、東京からのアクセス、季節・気候など）を既存都市は確認及び更新、新規都市は作成する。
- ⑤ 校正及び動作確認  
校正を綿密に行うこと。文字化け、レイアウト崩れ、リンク切れ、ページ非表示などの不具合についてもチェックし、誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。
- ⑥ デジタルパンフレット
  - ・ 既存6都市のデジタルパンフレットを上記変更に伴い同じ形式で更新すること。
  - ・ 後述（3）で制作した新規1都市のパンフレットを、既存6都市とは別にWebサイト上に掲載

すること。

(エ) 管理運営に関すること

以下の①～③の条件を踏まえてサイトを制作し、管理運営すること。

① サーバー等の運用管理

ウェブサイトは、受託者が用意するサーバーにて運営管理するものとし、受託者は当該ウェブサイト運営が正常に行われるよう全てのサーバー保守、データバックアップ、モニタリング等の管理を行うこと。

② テストサイト（ミラーサイト）の設置

更新ページの公開前に、財団が事前確認するためのテストサイト（ミラーサイト）を受託者にて設置すること。

③ アクセス件数の向上/セキュリティ対策

- ・ 海外ユーザーのためのSEO対策を行うこと。
- ・ 常時SSL化対応を講じること。
- ・ クッキーポリシーを掲載すること。形式は既存ウェブサイトと同様とする。
- ・ サイトオープン以降毎月アクセス解析を行い、書類で財団に報告すること。
- ・ アクセスログについては、訪問者・地域別アクセス数・参照元等を1か月、四半期ごとにまとめて報告すること。
- ・ 悪意のある第三者からの攻撃を受けた場合に即時対応できるセキュリティ対策を図っておくこと。
- ・ 財団より、セキュリティに関する確認依頼があった場合は速やかに確認、対応し、報告を行うこと。

(3) 新規1都市のパンフレット制作（既存6都市とは別冊で作成）

新規1都市について、ウェブページ用に制作した原稿をベースとして、パンフレットを制作すること。

(ア) 制作概要

制作部数：200部

冊子サイズ：A4タテ

総ページ数：表紙・裏表紙含む最大12ページまで

色：カラー4色

用紙：写真を美しく見せるのに適し、コート110kg程度の強度

言語：英語（アメリカ英語）

(イ) 制作コンテンツ

ページ割りを受託者から提案し、以下のコンテンツを含むこと。

① 表紙・裏表紙

② 一般情報

③ 地図

④ (1) で作成したコンテンツを基礎とした個人旅行のコース、団体旅行のコース、オプションの紹介

(ウ) デザインについて

表紙・裏表紙は、新たなデザインを複数案財団に提案すること。

(4) その他

(ア) ロゴ

財団が指定、支給するロゴを適宜入れること。

(イ) 全体デザインについて

デザインについては、以下注意点を参照すること。

- ① 既存のデザインを基礎とし、海外の旅行者という視点に加え、国際会議等の参加者という点を意識し、東京及び各都市の魅力を伝えること。
- ② 東京及び各都市の魅力の違いが明確に伝わるデザインとすること。
- ③ 諸外国との関係に配慮し、特定の国や文化、宗教等を連想させないデザインであること。

(ウ) 校正

原稿の校正を綿密に行うこと。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。

文字校正2回、パンフレットについては、本紙色校正1回以上の費用を見積りに含めること。

(エ) 写真の手配について

- ① 制作に使用する写真等については、別途指示のない限り、受託者が手配し、各都市のコンベンションビューロー、施設等に使用許可を申請すること。既存の写真についても著作権の期限が切れていないかを確認し、必要に応じて再度使用許可を申請すること。
- ② 写真購入等に必要な経費は受託者の負担とし、必要な経費は全て本業務委託費用に含む。また、使用権利は財団に帰属する。
- ③ 有料写真は原則として一時レンタルではなく永久に財団の使用権利が得られるものとする。

(オ) 言語

アメリカ英語とし、テキストは、財団他情報元より提供される情報や原稿を基に、日英翻訳及び英語コピーライティングを行うこと。英語はネイティブチェックを必須とし、ターゲットユーザーが違和感なく受け入れることのできる英文を作成すること。また、その費用は受託者の負担とする。英語での提案内容に対して著しく問題があると財団が判断した場合は、再提出やネイティブチェック担当者の変更を依頼する場合がある（その場合は校正回数に含まない）。

(5) 納品について

(ア) ウェブサイト

① 成果物

- ・ HTMLウェブサイト
- ・ 制作に伴い受託者が購入及び使用した写真データ。ウェブサイトに掲載していない写真を含む。

② ウェブサイト公開日

平成31年（2019年）4月下旬までに既存サイトのサーバー移行を完了し、公開すること。平成31年（2019年）7月初旬までに既存サイトを新サイトに置き換えて運営すること（予定）。

③ アクセスレポート（月、四半期毎）

④ 報告書（年間）

前年度からの変更点、年間のアクセスログ、次年度以降の改善点等をまとめること。

(イ) パンフレット

① 成果物

- ・ 新規1都市パンフレット200部
- ・ PDFデータ2種

- USB格納用PDF（印刷用データ）
  - ウェブダウンロード用PDF（最軽量）
  - ・ 編集可能な形式の版下データ（イラストレーター、フォトショップ等）
  - ・ 制作に伴い受託者が購入及び使用した写真データ。パンフレットに掲載していない写真を含む。
- ② 納品日：平成31年（2019年）8月上旬財団一括納品（予定）

## 7. 著作権の処理

- (1) 本件委託にかかる著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、財団に帰属するものとする。また、受託者は著作者人格権の行使をしないこと。
- (2) 作成等にあたり、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 本件に使用する映像、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権、その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 本件に使用する映像、写真、原稿（翻訳済みの原稿を含む）、テンプレート等については、事前の受託者からの承諾なしに、別途財団や東京都が発行する観光振興に係る印刷物等や、財団が行う観光振興に係る事業活動の中等で使用する可能性がある。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 8. 守秘義務等

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

## 9. 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。

ただし、事前に文書により財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

## 10. 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に当たり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (3) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 11. 支払方法

受託者への支払は、委託完了届による財団担当者の検査終了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

## 12. 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車の利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

### 13. その他

- (1) 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- (2) 本仕様書で不明な事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (4) 障害・事故等が発生した場合は、直ちに財団へ連絡後、速やかにこれを処理し書面で報告を行うこと。
- (5) 受託者が良好な履行を行ったと財団が判断する場合、履行期間については1年間を単位として、財団は契約初年度から最大2回の契約更改ができるものとする。ただし、平成32年度（2020年度）以降の本事業の実施や規模については、契約期間内に別途提示することとする。
- (6) 財団が必要と認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- (7) 既存のウェブサイト管理事業者からの引き継ぎ及び、契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引き継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な注意を行うこと。また、汎用性のあるサイトを制作すると共に、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。
- (8) 別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」の内容を遵守すること。
- (9) 本契約は、平成31年度（2019年度）東京都予算が東京都議会において委託契約締結前に可決成立し平成31年度（2019年度）の財団の収支予算が平成31年（2019年）3月31日までに財団理事会で承認された場合において、平成31年（2019年）4月1日に確定するものとする。

担当者連絡先：公益財団法人東京観光財団  
コンベンション事業部 濱口 名取 須藤  
電話03-5579-2684  
F A X 03-5579-2685